

岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する事務処理要領

(平成22年3月29日 技第1545号)

この事務処理要領は、岐阜県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査等に関する要領（以下「要領」という。）に基づき、低入札調査基準価格における調査を行う必要のある入札及び最低制限価格を設定する入札に関する事務取扱いを定めるものであり、事務手続きは別紙1によるものとする。

（低入札調査基準価格における調査手順）

第1 収支等命令者は、要領第8に定める低入札価格調査の実施において、低入札調査基準価格を下回る落札候補者に対し、要領第8の調査の対象である旨を申し述べ、その翌日から起算して7日以内（「岐阜県の休日」を定める条例（平成元年条例第五号）第1条第1項に定める日（以下「休日」という。）を除く）に、様式2から様式11による低入札価格調査票（以下「調査票」という。）を提出させる。

なお、調査対象者が、要領第9第1項による第三者照査を実施できない場合は、様式1を調査票の提出と同様に起算して3日以内（休日を除く）に提出させ、失格とする。

第2 調査票の記載要領は、別紙2のとおりとする。

第3 収支等命令者は、調査票の提出を受けた後、提出資料に疑義がある場合は、内容についてヒアリングを行う。

第4 要領第8に定める調査は、次の(1)から(11)により行う。

(1) 当該価格により入札した理由（様式3）

手持業務の状況及び保有する技術者の状況等に照らして、業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を図りうること並びに手持機械等の状況、過去に実施した同種又は類似の業務の実績及び再委託者の協力等に照らして、入札した価格で業務が実施可能であること。

(2) 入札価格の内訳書（様式4）

ア) 数量総括表に対応した内訳書となっていること。また、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書となっていること。ただし、建築関係の建設コンサルタント業務を除く。

イ) 契約対象業務の実施に必要な費用が計上されていること。

ウ) 再委託予定の業務内容と金額が妥当なものであること。

(3) 当該契約の履行体制（様式5）

ア) 業務内容に照らして、配置予定技術者数が十分であること。

イ) 再委託予定の業務内容が妥当なものであること。

(4) 手持の建設コンサルタント業務等の状況（様式6）

配置予定技術者ごとの手持業務の量に照らして、契約対象業務の実施に支障がないこと。

(5) 配置予定技術者名簿（様式7）

契約対象業務の実施のため、当該配置予定技術者が分担する役割の十分な遂行に必要な資格を有すること。

(6) 手持機械等の状況（測量業務及び地質調査業務に限る）（様式8）

記載された手持機械を保有していること及び当該機械を契約対象業務で使用する予定であること又はリースの予定であること。

(7) 過去5か年において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者（様式9）

ア) 記載された業務実績が実在するものであること。

イ) 過去に同種又は類似の業務を実施した実績が契約対象業務に要する経費の低減に資すること。

(8) 直前3か年の事業（営業）年度に係る経理書類

経営内容に特段の問題がないこと。

(9) 契約に示された内容に適合した履行及び第三者による照査等を受ける旨の確約書（様式10）

(10) 第三者による照査等の申出書（様式11）

(11) その他収支等命令者が必要と認める事項

第5 当該事務処理要領第4に定める低入札価格調査に関し、以下のいずれかに該当する場合は、当該調査対象者を落札者としな

(1) 調査票の全部又は一部が提出期限日までに提出されない場合。なお、提出期限日より後の差し替え及び再提出は、認めない。ただし、収支等命令者により資料等の補正等を行うべき旨の教示を受けた場合は、所定の期限までに原則として1回に限り再提出等を行うことができる。

(2) 提出された調査票の記載や根拠資料に不足、違算、仕様書との不適合等がある場合。

(3) ヒアリングに応じないなど調査等に非協力的な場合。

(4) 上記の他、当該調査の結果、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるもの」と判断した場合。

(第三者照査の内容)

第6 要領第9第2項に定める第三者照査の内容は、別紙3に掲げるものとする。

(第三者照査者の要件確認)

第7 要領第10第2項に定める様式は、様式12による。

第8 要領第10第3項に定める様式は、様式13及び14による。

第9 収支等命令者は、調査対象者に係る調査票、ヒアリング内容及び経営状況等により様式15を作成し、岐阜県建設工事入札参加資格委員会に諮る。

第10 要領第11に定める書面は、様式16による。

第11 要領第12に定める意見書は、様式17による。

第12 収支等命令者は、本調査を実施した業務において、履行可能と判断され契約した業務については、本調査で提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引き継ぐ。

第13 収支等命令者は、要領第8に基づき低入札価格調査を実施したとき又は失格判断基準により失格としたときは、契約の締結後速やかに、岐阜県建設コンサルタント業務等低入札価格調査の結果報告書(様式第18)を作成し、技術検査課へ提出するものとする。

第14 収支等命令者は、最低制限価格により失格としたときは、契約の締結後速やかに、岐阜県建設コンサルタント業務等最低制限価格の失格に関する結果報告書(様式第19)を作成し、技術検査課へ提出するものとする。

(基準価格及び失格判断基準並びに制限価格の算出における費用区分)

第15 要領第4及び第5並びに第6により基準価格及び失格判断基準並びに制限価格を算出する場合における費用区分は、別紙4のとおりとする。

なお、基準価格等の算定式が不明確と思われる場合は、様式20により説明文書を作成し、入札公告時又は入札執行通知時において添付すること。

附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

2 「岐阜県県土整備部建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行に関する事務処理要領」(平成21年9月30日付け技第1202号)は廃止する。

附 則

この要領は、平成22年6月16日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

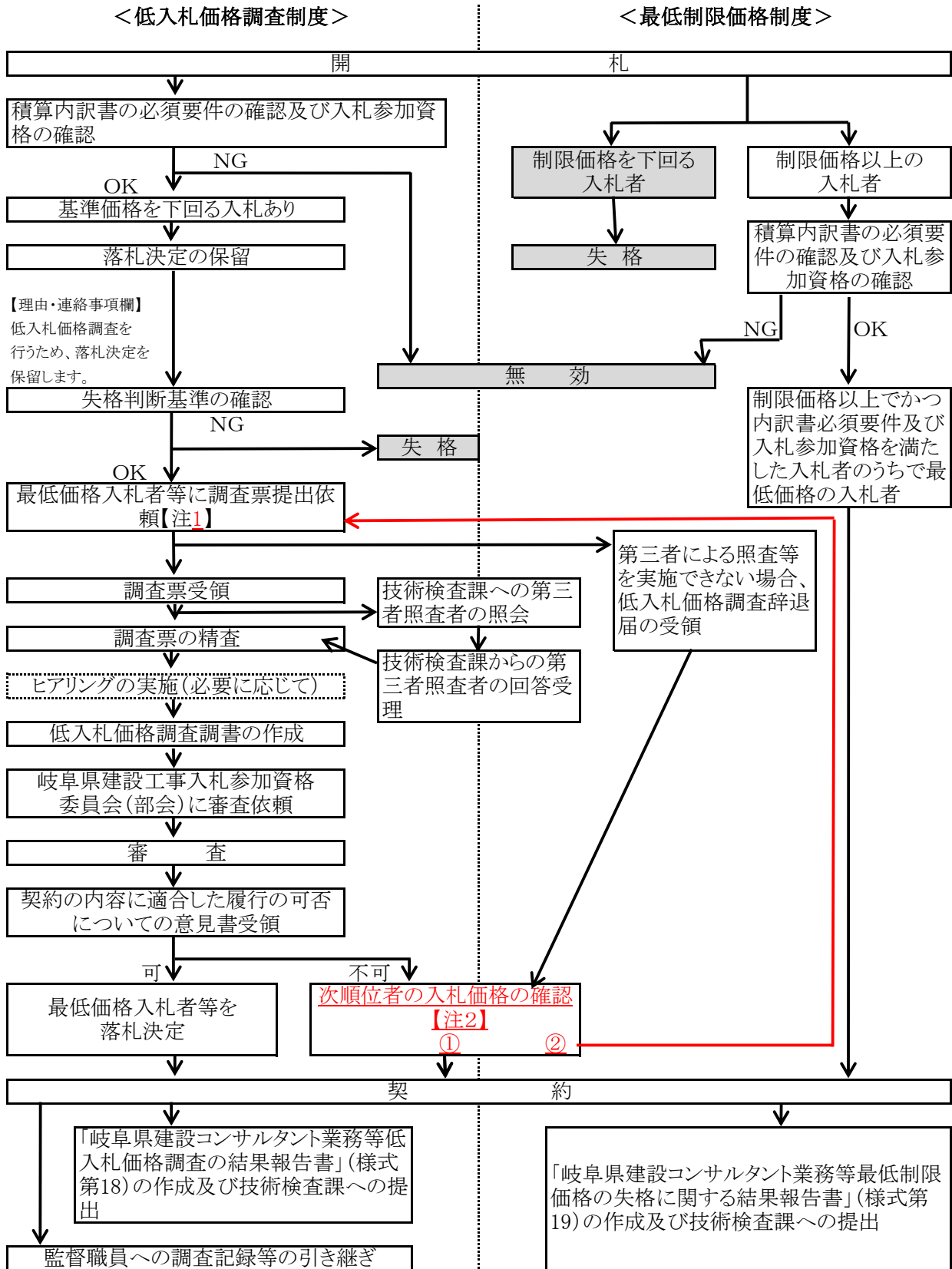
附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札執行通知する案件から適用する。

別紙1 【低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の事務手続きフロー】



【注1】 最低価格入札者等が複数ある場合、くじ引きを先に行い、第1順位から順に調査等を行う。

【注2】 次順位者の取り扱いは、下記のとおりとする。

①次順位者が低入札調査基準価格以上の場合は、次順位者を落札決定する。

②次順位者が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行う。

別紙 2

低入札価格調査票記載要領

(1) 各様式共通

各様式ごとに提出すべき添付資料のほか、収支等命令者が必要と認める資料の提出を求めることができる（この場合、任意の添付資料である旨を各資料の右上部に明記するものとする。）。

(2) 様式 3 当該価格により入札した理由

- ア 当該価格により入札した理由を、手持機械等の状況、過去において受注、履行した同種又は類似の業務、再委託会社の協力等の面から記載する。
- イ なお、当該価格により入札した結果、当該業務の適切な実施及び成果品の品質の確保を行うことは当然であること。

(3) 様式 4 入札価格の内訳書

- ア 数量総括表に対応する内訳書とする。また、数量総括表に記載されている区分別の費用内訳が分かる明細書とすること。なお、県積算額欄及び備考欄には、何も記載しないこと。
- イ 内訳書には、契約書に基づく発注者の承諾を必要としない簡易な業務の再委託の分を含め、再委託を予定している金額及び自社で実施する予定の金額との区分を明らかにすること。
- ウ 計上する費用については、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならない。
- エ 業務の実施に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」「調整額」等の名目による金額計上は行わないものとする。

【建築関係の建設コンサルタント業務にあつては以下の事項についても記載すること。】

- オ 間接経費を「一般管理費」「付加利益」及び「その他経費」の3つに分類し、当該業務担当部署以外の経費であつて、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等については「一般管理費」として、当該業務を実施する者がその事業を継続的に運営するのに要する費用であつて、法人税、地方税、株主配当金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金その他の営業外費用等については「付加利益」として、一般管理費及び付加利益以外の経費については「その他経費」として計上すること。

(4) 様式 5 当該契約の履行体制

- ア 体制図においては、契約対象業務のうち設計図書（建築関係の建設コンサルタント業務のうち建築設計業務にあつては設計仕様書、建築工事監理業務にあつては工事監理仕様書、補償関係コンサルタント業務にあつては仕様書等）において指定した軽微な部分を含め再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手先ごとに、相手方名及び再委託を行う業務の内容、再委託の予定金額及び再委託を行う理由を記載する。
- イ 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- ウ 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め備考欄に現場責任者と明記すること。
- エ 建築関係の建設コンサルタント業務にあつては、協力会社の技術者を配置する予定である場合は、備考欄に会社名を明記すること。

(5) 様式 6 手持の建設コンサルタント業務等の状況

配置を予定する技術者ごとに、契約金額 500 万円以上の手持の建設コンサルタント業務等すべてについて記載するものとする。

(6) 様式 7 配置予定技術者名簿

- ア 配置を予定する技術者について記載するものとする。なお、入札参加資格として必要な資格については少なくとも記載すること。
- イ 「技術者の区分」の名称は、契約対象業務の業種区分に応じて適宜設定すること。
- ウ 測量業務及び地質調査業務については、配置を予定する技術者のうち、現場作業における技術上の責任者として現場責任者を定め備考欄に現場責任者と明記すること。

(添付資料)

- 1 本様式に記載した技術者が自社社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する（建築関係の建設コンサルタント業務についての協力会社の技術者を配置する予定である場合は、当該技術者が当該協力会社の社員であり、契約対象業務の入札公告後に入社した者でないことを証明する健康保険証等の写しを添付する。）。
 - 2 記載した資格を証明する書面の写しを添付する。
- (7) 様式8 手持機械等の状況
- ※本様式は、契約対象業務が測量業務又は地質調査業務である場合に作成すること。
- <機械を保有している場合>
- ア 本様式は、契約対象業務で使用する予定の手持機械について記載する。
- イ 再委託の相手方が保有する機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨を記載すること。
- <機械をリースする場合>
- ウ 本様式は、契約対象業務で使用する予定の機械及び当該機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- エ 再委託の相手方がリースを受けて機械を使用することを予定する場合は、備考欄にその旨、記載すること。
- オ 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者又は再委託先の相手方と機械リース予定業者との関係を記載する。【(例) 協力会社、同族会社、資本提携会社等】
また、取引年数を括弧書きで記載する。
- (8) 様式9 過去5か年において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者
過去5年間に国及び地方公共団体等が発注した建設コンサルタント業務等を対象に、受注、履行した同種又は類似の業務（契約対象業務と同じ業種区分の測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償関係コンサルタント業務に係るものに限る）すべて（入札日時時点で履行中のものは除く）について、新しい順に記載する。
なお、業務成績評定点についてもできる限り記載すること。
- (9) 直前3か年の事業（営業）年度に係る経理書類
直前3か年の事業（営業）年度の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）を添付すること。
- (10) 様式10 確約書
代表者名で提出され、代表者印があること。
- (11) 様式11 第三者による照査等の申出書
代表者名で提出され、代表者印があること。

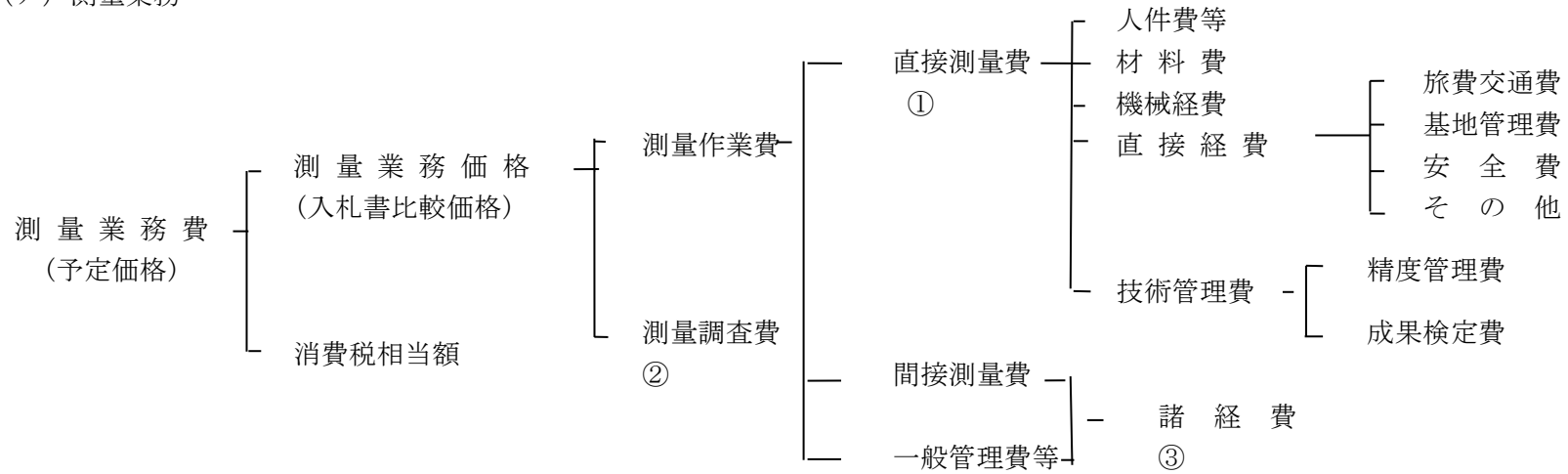
別紙 3

【第三者照査の内容】

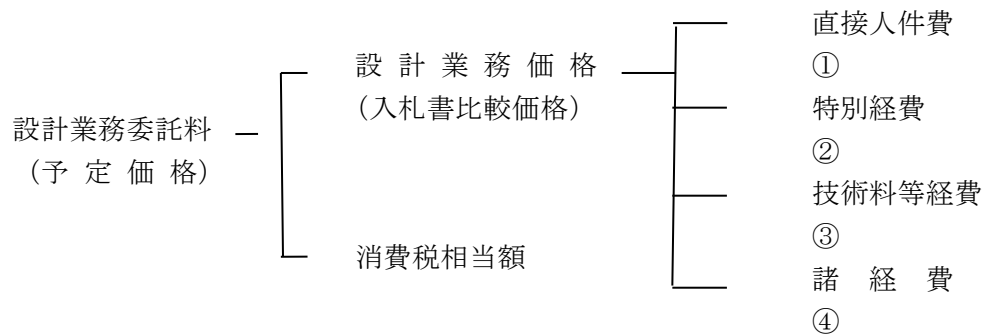
測量業務	実施方針、観測、計算等の業務計画、精度管理及び点検測量等について、調査対象者の照査実施後に、第三者照査を調査対象者の負担において実施する。
建設コンサルタント業務 建築コンサルタント業務 テレビ電波障害調査	実施方針、使用する基準、業務計画及び業務成果の内容について、調査対象者の照査実施後に、第三者照査を調査対象者の負担において実施する。 ただし、建築・設備設計業務については、デザイン及び構造計算に係る照査は除く。
地質調査業務	実施方針、使用する基準、コア判読、柱状図作成、断面図作成、原位置試験、各種設計常数の決定及び総合解析等の結果について、調査対象者の照査実施後に、第三者照査を調査対象者の負担において実施する。
補償関係コンサルタント業務	用地測量業務及び用地調査等業務（用地測量業務を含む。）で「照査」を含む業務については、調査対象者の照査実施後に、第三者照査を調査対象者の負担において実施する。
工事監理業務	調査対象者が策定する業務計画の第三者による確認及び発注者が指示する重要な段階（岐阜県建設工事共通仕様書に規定する段階確認又は岐阜県建築工事監理業務委託共通仕様書に規定する工事と設計図書との照合及び確認等）において、調査対象者が工事現場、製作現場又は製作工場で行う確認の際に、第三者の立会による確認を調査対象者の負担において実施する。

【積算体系による費用区分】

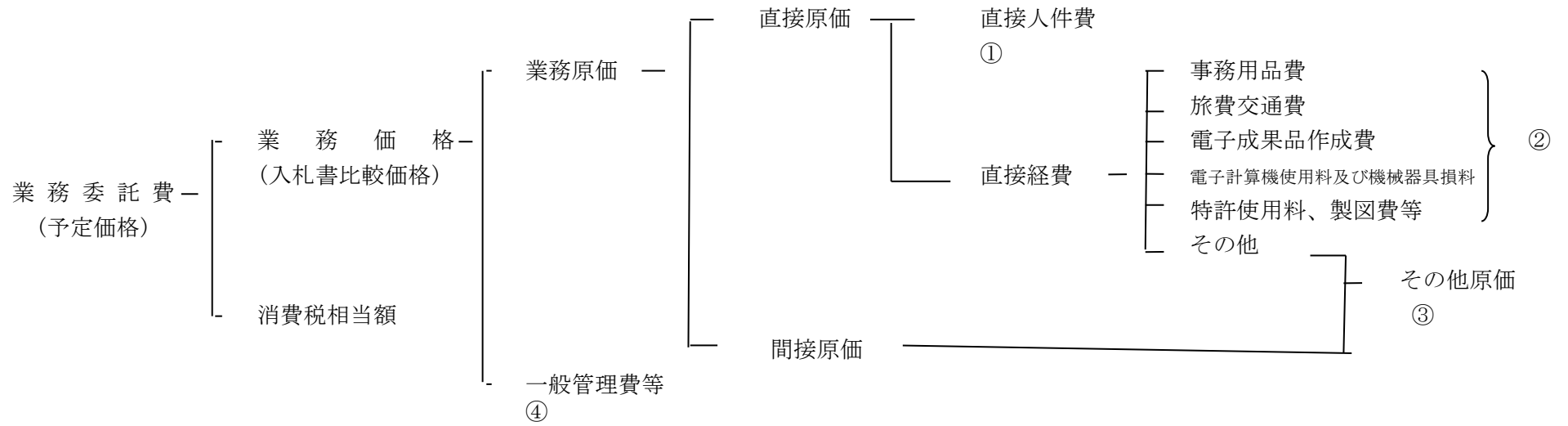
(ア) 測量業務



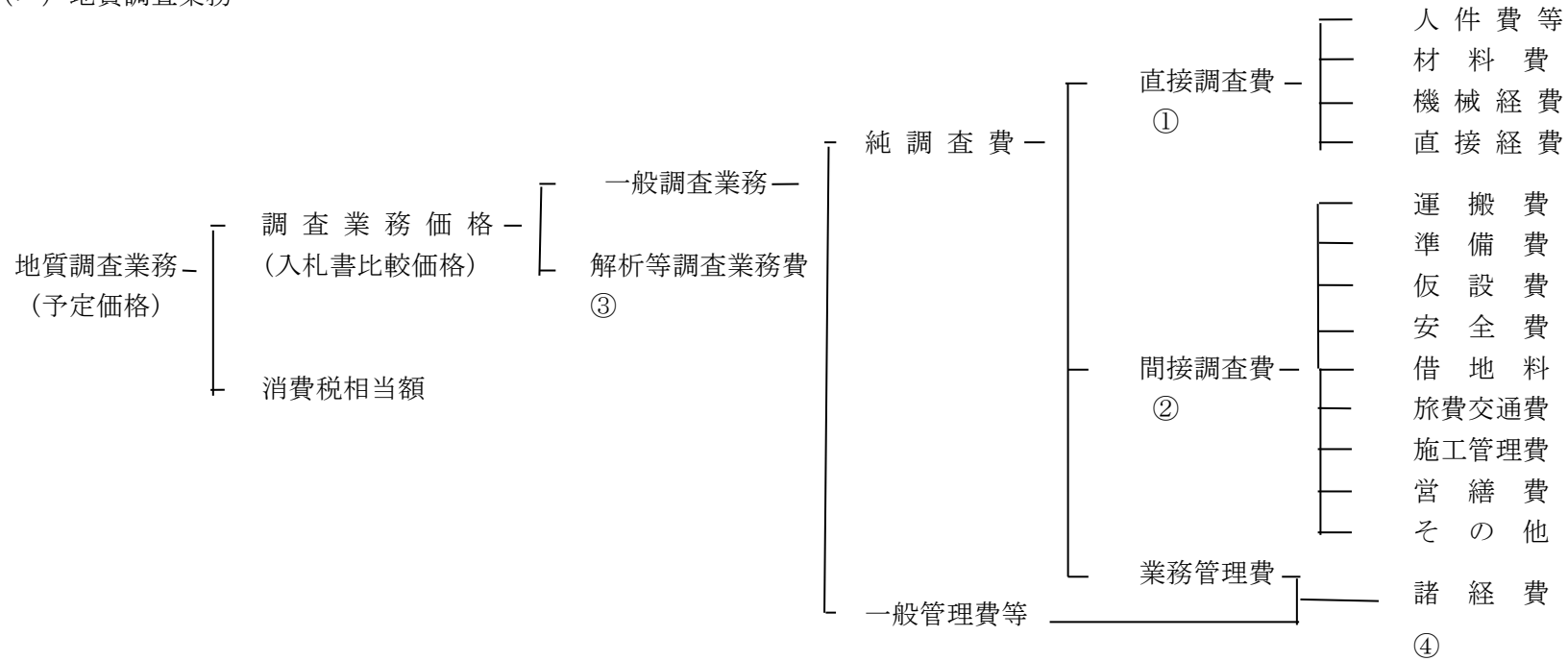
(イ) 建設コンサルタント業務〔建築関係〕



(ウ) 建設コンサルタント業務〔土木関係〕



(エ) 地質調査業務



(オ) 補償関係コンサルタント業務

